



誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して

第1期箕面市自殺対策推進計画

【令和6年度延長版】

計画期間

平成31年(2019年)3月～令和12年(2029年)3月

令和6年(2024年)1月

箕面市

第1期箕面市自殺対策推進計画期間の延長について

本市では、自殺対策基本法第13条の「市町村自殺対策計画」として、平成31年3月に「箕面市自殺対策推進計画」を策定しましたが、令和2年からのコロナ禍の影響や生活困窮者等の地域生活課題の解決に資する包括的な支援の検討のほか、令和2年に地域共生社会の実現のため社会福祉法の一部が改正されるなど、社会情勢等が大きく変わったことから、令和4年3月に「第1期箕面市自殺対策推進計画」として内容を見直しました。

その後、国においては、令和4年9月に「自殺総合対策大綱」を改訂し、「新型コロナウイルス感染症拡大の影響を踏まえた対策の推進」、「自殺者等の名誉及び生活の平穩に配慮する」こと、「女性の自殺対策を更に推進する」ことなどを追加し、大阪府においては、国大綱の改訂を受け、「子ども・若者の自殺対策の推進」を明記するなど、「大阪府自殺対策計画（令和5年度～令和11年度）」を改訂しました。

このような状況のもと、市では、令和3年から令和4年の2年間の自殺状況を検証しましたが、国や府の改訂内容にあるように、女性や若者の自殺者が増加している傾向にあるものの、一時的なものかどうかは今後も注視していく必要がありますが、計画としてはすでに基本施策や取組内容において盛り込まれている内容であることから、本計画期間を大阪府の次期計画更新予定年度の翌年度まで延長することとしました。

なお、延長期間内の令和8年に自殺率を5.18以下（総自殺者数約7人）とする当初計画の目標指標が到来するため、令和9年度に中間評価として内容を検証し、目標を達成した場合には、社会情勢の変化も見極め、計画の見直しを検討します。

今後も、本計画書に基づき、「誰一人取り残さない」「誰も自殺に追い込まれることのない」まちづくりをめざし、自殺予防のための人材育成や正しい知識の普及啓発等を実施するとともに、市内の保健・福祉・教育等の分野で実施される自殺予防を推進していきます。

令和6年（2024年）1月

はじめに

我が国の自殺者数は、平成9年までは2万人台で推移していましたが、平成10年の経済情勢の悪化等により一気に8,000人あまり増加したことにより初めて3万人を超え、その後、平成23年まで14年連続して3万人を超える状況が続いていました。それ以降は減少傾向となり、令和元年には20,169人まで減少しました。

このような状況のもと、令和2年1月にわが国で初めて感染が確認された新型コロナウイルスは、その後全国に拡大し、政府の緊急事態宣言に伴う外出自粛や就労環境の変化が、人々のつながりや社会、家族、コミュニティの分断、失業を生じさせるなど私たちの生活に極めて大きな影響を及ぼしました。

これら社会環境の変化により、これまで減少していた自殺者数は、令和2年はリーマンショックの影響で経済状況が悪化した平成21年以来11年振りに増加に転じ、前年比912人（約4.5%）の増加（警察庁自殺統計より）となり、その特徴としては10代、20代の女性の増加が顕著となっています。

また、有名人の自殺報道による誘発効果（ウエルテル効果）の影響などにより、令和2年7月～12月の自殺者が全国的に急増する事態が発生し、本市でも同様に自殺者の増加が認められました。

このコロナ禍における影響が一時的なものかどうか今後注視していく必要はありますが、これまでの人とのつながりが分断されるなど、環境や社会生活が大きく変わったことによる新たな自殺対策を講じていく必要があります。

本市では、自殺対策基本法第13条の「市町村自殺対策計画」として、平成31年3月に「箕面市自殺対策推進計画」を策定し、自殺予防のための人材育成や正しい知識の普及啓発等を実施するとともに、市内の保健・福祉・教育等の分野で実施される各対策の進捗管理等を行い、次段階の自殺対策へ向けた評価を実施する予定としていましたが、コロナ禍の影響に加え令和3年4月1日に地域共生社会の実現のため社会福祉法が一部改正され、その中で生活困窮者等の地域生活課題の解決に資する支援を包括的に提供することになるなど、平成30年度の本計画策定時と社会情勢等が大きく変わったことから「箕面市自殺対策推進計画」を見直すこととしました。

今後も、本計画書に基づき、「誰一人取り残さない」「誰も自殺に追い込まれることのない」まちづくりをめざし、自殺予防を推進していきます。

目次

第1章 計画策定の趣旨

- 1-1 計画策定の背景・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 1-2 本計画の位置づけ及び期間・・・・・・・・・・・・・・・・ 4

第2章 箕面市における自殺の状況

- 2-1 箕面市における自殺の現状・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 2-2 箕面市の自殺の特徴・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 2-3 箕面市の自殺の特徴まとめ・・・・・・・・・・・・・・ 11

第3章 自殺対策の基本的な考え

- 3-1 国の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12
- 3-2 本市の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 12

第4章 施策の体系

- 4-1 本市の施策体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 4-2 基本施策・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18
- 4-3 自殺対策所管部署（地域保健室）の取り組み・・・・ 29

第5章 計画の進行管理

- 5-1 推進体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
- 5-2 進行管理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33

資料

- 1 __ 相談機関一覧
- 2 __ 計画の進捗状況

第1章 計画策定の趣旨

1-1 計画策定の背景

1-1-1 国の取り組み

平成18年10月に自殺対策基本法（以下「基本法」という。）が制定され、それまで「個人の問題」とされてきた自殺が「社会の問題」として広く認識されるようになりました。

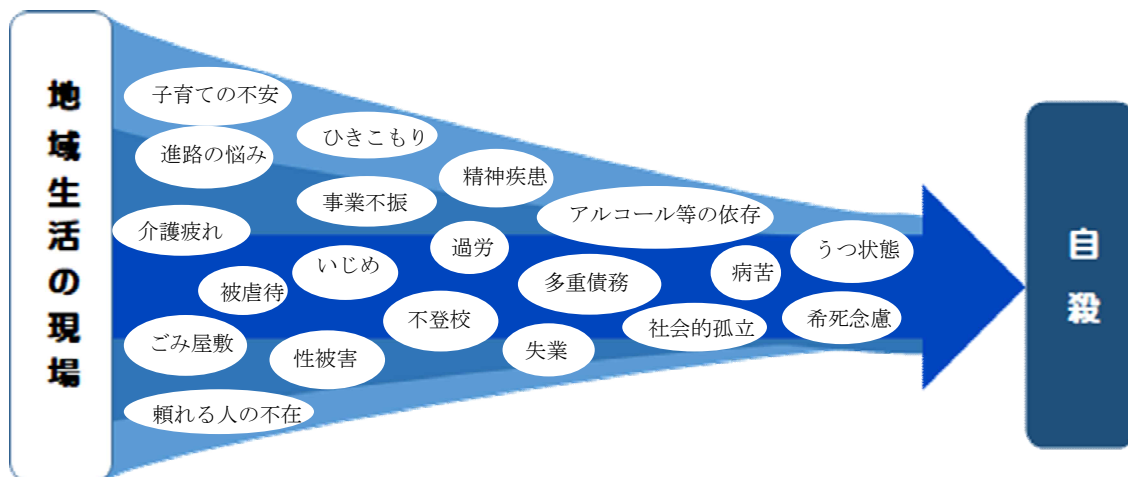
また、10年後の平成28年4月に基本法の一部が改正され、第2条に基本理念として、「自殺対策は、生きることの包括的な支援として、全ての人がかげがえのない個人として尊重されるとともに、生きる力を基礎として生きがいや希望を持って暮らすことができるよう、その妨げとなる諸要因の解消に資するための支援とそれを支えかつ促進するための環境の整備充実が幅広くかつ適切に図られることを旨として、実施されなければならない。」が追記され、全ての自治体に「自殺対策計画」の策定が義務づけられました。

さらに、平成29年7月には「自殺総合対策大綱～誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して～」が閣議決定されるとともに、自殺対策を地域レベルでさらに総合的かつ効果的に推進することとされました。

厚生労働省では、自殺は、その多くが「追い込まれた末の死」であるとしています。自殺の背景には、精神保健上の問題だけでなく、過労、生活困窮、育児や介護疲れ、いじめや孤立などの様々な社会的要因があり、これらの要因が互いに連鎖しあいながら、最も深刻化したときに自殺を引き起こすとし（図1）、国や自治体が保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策との有機的な連携を進め、「生きることの包括的な支援」を実施することが自殺対策につながっていくものとしています。

図1:自殺の危機要因イメージ図(厚生労働省資料)

□社会が多様化する中で、地域生活の現場で起きる問題は複雑化・複合化している。
 □複雑化・複合化した問題が最も深刻化したときに自殺は起こる。「平均4つの要因（問題）が連鎖する中で自殺が起きている」とする調査もある。



出典：「自殺実態白書 2013」（NPO 法人ライフリンク）

1-1-2 大阪府の取り組み

大阪府では、平成10年に自殺者数のピーク（警視庁自殺統計による）を迎え、平成15年に自殺対策に係る関係機関や団体が参画する「大阪府自殺防止対策懇話会」が設置され、平成18年には「大阪府自殺対策連絡協議会」に、平成24年には「大阪府自殺対策審議会」に改組されました。

また、平成21年度には「地域自殺対策緊急強化基金」を活用し、実態調査や普及対策、人材養成事業を行うとともに、市町村や民間団体への支援等により地域の自殺対策の強化に取り組みました。

平成24年3月には、大阪府の自殺対策の方向性を示した「大阪府自殺対策基本指針」が策定され、平成29年3月には、国の「自殺総合対策大綱」（以下「大綱」という。）を踏まえて、地域の実情に応じた総合的な自殺対策を推進するために、同指針にサブタイトルとして「～逃げてもいい、休んでもいい、生きてさえすればいい～」をつけた指針に改訂され、翌年の平成30年3月には、国の「大綱」の改正に伴い、再度一部改正されました。

この指針は、改正された基本法における都道府県自殺対策計画として位置づけられ、大阪府における自殺対策のあり方及び実情を勘案した当面の計画として定められて

います。また、基本法の趣旨を反映させるとともに、保健、医療、福祉、教育、労働その他の関連施策が有機的に連携し、総合的に自殺対策が推進されることで、誰もが生きがいや希望を持って暮らすことの出来る社会の実現をめざしています。

1-1-3 本市の取り組み

本市では、自殺予防のための人材育成として、例年、自殺の危険を示すサインへの気づきや市の専門職とのつながりを目的とするゲートキーパー[※]の養成講座を開催し、これまで1,225名を養成しました。また、地域における心の健康づくりでは、市立の小中学校において、児童・生徒へのスクールカウンセラーなどの専門職による相談や、地域の集いの場での世代間交流の取り組みなどを実施しました。さらに、自殺に関する正しい知識の普及啓発では、毎年9月の自殺予防週間において、自殺対策啓発キャンペーンを実施し、毎年3月の自殺対策強化月間においては、箕面市立総合保健福祉センターのアトリウムにおいて、自殺予防に関するDVDの上映、パンフレットやポスターなどによって、健康問題や多重債務、女性相談など、心のケアについて要因別の専門窓口を周知するとともに、図書館においても、自殺対策の特設コーナーを設置しました。

令和2年1月に国内での初感染が確認された新型コロナウイルス感染症のまん延による社会環境の変化を受け、社会的弱者の自殺の増加が顕著であったことから、令和2年度においては、9月を待たず、6月から各相談窓口へのぼりを立て、自殺対策啓発キャンペーンを実施するとともに、緊急事態宣言中においては、みのおエフエムタッキー816を通じて、心の健康づくりをテーマとした放送を実施してきました。

また、生活困窮者自立支援事業において、生活のしづらさ等から心のケアが必要な対象者をキャッチした場合には、市保健師が同伴するなどの対策も実施しました。

自殺防止対策の新たな手段として、市内の民間NPO法人がSNSを活用した相談を実施しており、事業内容等の情報収集を開始したところです。

※ゲートキーパーとは

悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聴いて、必要な支援につなげ、見守る人のこと。家族、同僚、仲間など悩んでいる人の身近なかたが、まず最初のゲートキーパーになります。

1-2 本計画の位置づけ及び期間

1-2-1 本計画の位置づけ

本市では、基本法第13条第2項に基づく「市町村自殺対策計画」として、平成31年3月に「箕面市自殺対策推進計画」（以下「本計画」という。）を策定しました。本計画は、国の「大綱」及び「大阪府自殺対策基本指針」との整合を図り策定しています。

また、本計画は、誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現をめざし、「第4次箕面市総合計画」や「第2期箕面市地域福祉計画」等の自殺対策に関連する分野別計画とも連携を図りながら、保健・福祉・教育・労働その他関連施策が有機的に連携するよう総合的に推進していきます。

1-2-2 本計画期間及び見直し

平成31年3月に策定した本計画の期間は、平成31年（2019年）3月から令和6年（2024年）3月までとし、その見直し時期を概ね5年後を目処に行われる大綱の見直しに合わせるとしていました。しかし、今般、コロナ禍における自殺者増や社会福祉法の一部改正を受け見直しを行いました。今後の見直しについては、大綱の見直しに合わせ、改めて内容を検証します。なお、数値目標については、大綱における当面の目標と合わせ、前回計画値である令和8年の自殺率を平成27年と比較して30%以上減少させることに変わりはありません。また、最終的な目標として「自殺者ゼロ」をめざすことにも変わりはありません。

表1:自殺対策の指標

	平成27年	令和8年
自殺率※1	7.40	5.18以下
総自殺者数	10人	約7人※2

※1 自殺率 = 10万人 ÷ 総人口 × 総自殺者数

人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率のこと

※2 令和8年の総人口：143,343人（箕面市人口ビジョンより）

第2章 箕面市における自殺の状況

2-1 箕面市における自殺の現状

2-1-1 自殺者の推移

本市の年間自殺者は、平成26年から令和2年までの平均が17人となります。令和2年はコロナ禍による生活不安など様々な問題や有名人の自殺報道による誘発効果（ウエルテル効果）の影響などにより、国統計と同様に増加が見られました。

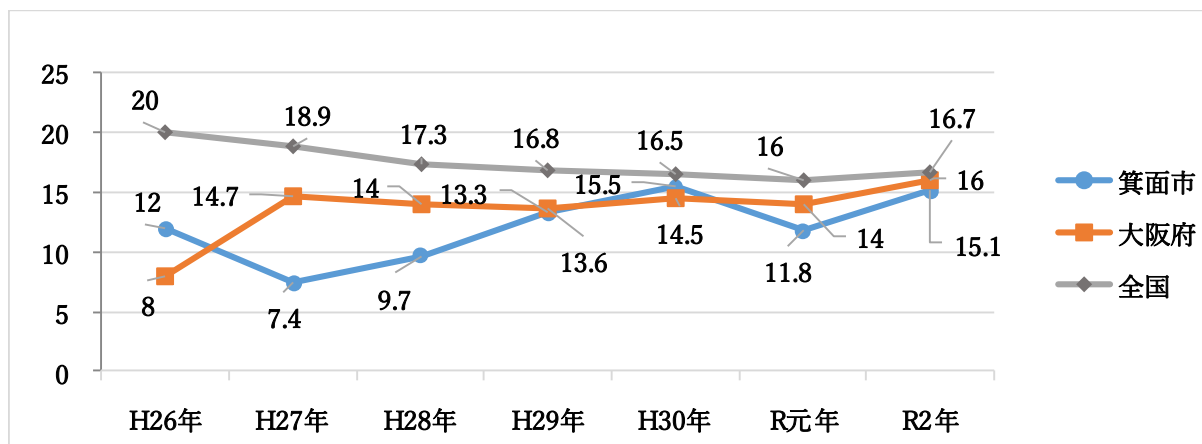
表2: 過去7年間の自殺者数 (H26～R2)

	H26年	H27年	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年
男	12	7	8	13	10	11	15
女	8	3	5	5	11	5	6
総数	20	10	13	18	21	16	21

出典：「大阪府内各市町村における自殺の状況」（大阪府こころの健康総合センター）

本市の人口10万人あたりの自殺者数を表す自殺死亡率（以下「自殺率」という。）は、平成27年から平成30年にかけて毎年増加し、令和元年に減少に転じたものの、令和2年に再び増加しました。

図2: 自殺率の推移



出典：警察庁自殺統計原票データ、総務省「国勢調査」及び「人口推計」より厚生労働省作成

2-2 箕面市の自殺の特徴

本市では単年度の自殺者数では母数が少ないため、概ね5年間の累積人数等から特徴を分析することにしました。厚生労働大臣指定法人いのちを支える自殺対策推進センター（以下「自殺対策推進センター」という。）においても5年間の累計分析等を実施しており、そのデータを活用しました。

平成27年から令和元年までの5年間の累計死亡者数78人（男性49人、女性29人）について、自殺対策推進センターがプロファイルした結果は表3のとおりです。

表3：自殺者の主な自殺の特徴（平成27～令和元年合計）

	特性上位 3区分	自殺者数 (5年計)	割合	背景にある主な自殺の危機経路
1	男性 60歳以上 無職同居	9人	11.5%	失業（退職）→生活苦+介護の悩み（疲れ）→身体疾患→自殺
2	女性 60歳以上 無職同居	8人	10.3%	身体疾患→病苦→うつ状態→自殺
3	男性 40-59歳 有職同居	7人	9.0%	配置転換→過労→職場の人間関係の悩み+仕事の失敗→うつ状態→自殺

出典：箕面市地域実態プロファイル2020 厚生労働省「地域における自殺の基礎資料（自殺日・住居地）」より集計

2-2-1 年齢階級別

年齢階級別にみると、壮年期と60歳以上のかたがそれぞれ総数の約4割を占めています。

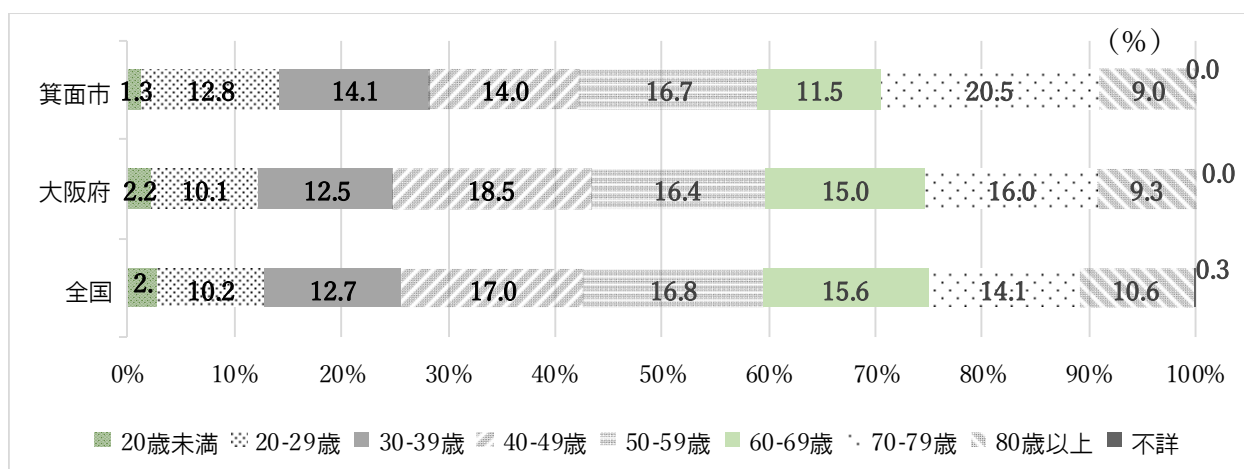
また、本市における死亡統計では対象数が少なく年度毎の数値に大きく変動が生じることから、令和元年度の大阪府の年齢階級別死亡順位を参考に年齢階級毎の死因を見てみました。表5のとおり、10歳から54歳までの幅広い年齢層で自殺が死因の3位以内に入っています。

表4：本市年齢階級別自殺者数（平成27年～令和元年合計）

20歳未満	20-29歳	30-39歳	40-49歳	50-59歳	60-69歳	70-79歳	80歳以上	合計
1人	10人	11人	11人	13人	9人	16人	7人	78人
1.3%	12.8%	14.1%	14.1%	16.7%	11.5%	20.5%	9.0%	100.0%

出典：箕面市地域実態プロフィール 2020

図3：年齢階級別自殺者割合比較（平成27年～令和元年）



出典：箕面市地域実態プロフィール 2022

表5:年齢階級別死因順位(令和元年度 大阪府統計)

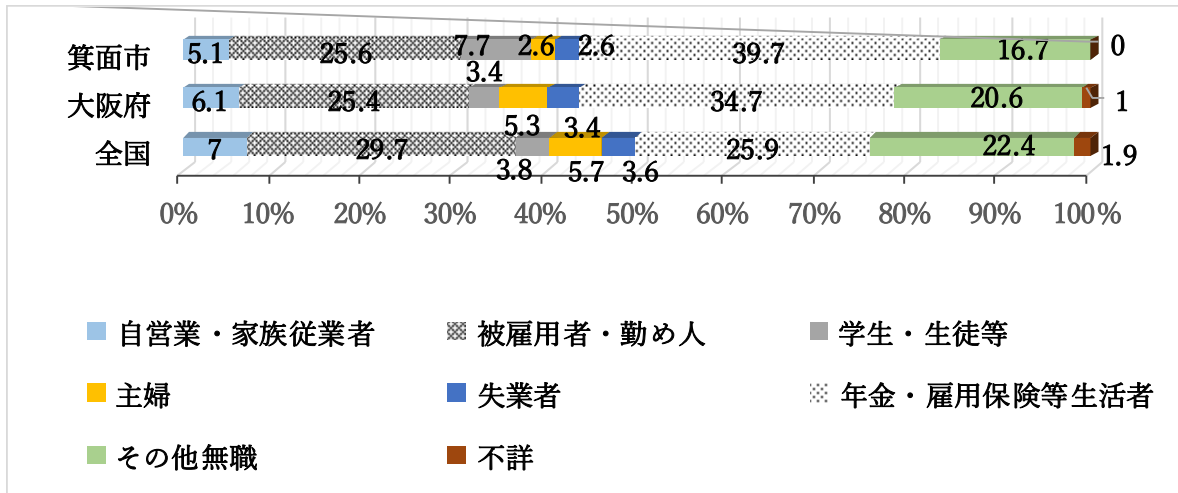
年齢	1位	2位	3位
0	先天奇形、変形及び染色体異常	周産期に発症した病態	不慮の事故
1～4	先天奇形、変形及び染色体異常	不慮の事故	腸管感染症
5～9	不慮の事故	先天奇形、変形及び染色体異常	悪性新生物
10～14	自殺	不慮の事故	悪性新生物
15～19	自殺	悪性新生物	不慮の事故
20～24	自殺	不慮の事故	心疾患
25～29	自殺	悪性新生物	不慮の事故
30～34	自殺	悪性新生物	心疾患
35～39	自殺	悪性新生物	心疾患
40～44	悪性新生物	自殺	心疾患
45～49	悪性新生物	心疾患	自殺
50～54	悪性新生物	心疾患	自殺
55～59	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
60～64	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
65～69	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
70～74	悪性新生物	心疾患	脳血管疾患
75～79	悪性新生物	心疾患	肺炎
80～84	悪性新生物	心疾患	肺炎
85～89	悪性新生物	心疾患	肺炎
90以上	心疾患	老衰	悪性新生物

2-2-2 職業別

平成27年から令和元年の自殺者の割合を職業別にみると、本市は無職者（「学生・生徒等」と「主婦」、「失業者」、「年金・雇用保険等生活者」、「その他の無職者」の合計）の割合は69.3%となっており、大阪府と比べ若干低くなっていますが、全国の6

3. 3%よりは高い状況となっています。特に年金・雇用保険等失業者の割合が高い傾向にあります。

図4：自殺者における職業割合



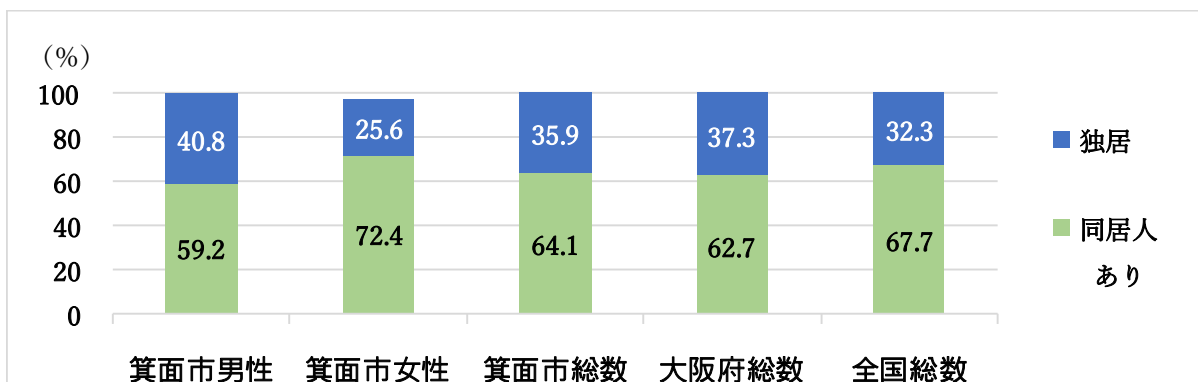
出典：箕面市地域実態プロフィール 2020

2-2-3 同居人の有無

平成27年から令和元年の自殺者の割合を同居人の有無別に見ると、男女の合計では、同居人ありの割合は、大阪府と同程度ですが、全国と比べると独居の割合が高くなっています。

なお、本市では女性に比べ男性のほうが、独居のかたの死亡割合が高くなっています。

図5：自殺者における同居人の有無



出典：箕面市地域実態プロフィール 2020

2-2-4 自殺の原因(危機経路)

本市の自殺の原因は、大阪府・全国と同じ傾向であり、男女とも「健康問題」が最も多く、次いで「経済・生活問題」、「家庭問題」と続きます。女性では、「家庭問題」や「男女問題」など人間関係に関わる問題が多くなっています。

表6:自殺の原因

	市全体	市男性	市女性	府全体	国全体
1位	健康問題	健康問題	健康問題	健康問題	健康問題
2位	経済・生活問題	経済・生活問題	家庭問題	経済・生活問題	経済・生活問題
3位	家庭問題	家庭問題	男女問題	家庭問題	家庭問題

出典：箕面市地域実態プロフィール 2020

2-2-5 自殺未遂歴の有無

本市の自殺者のうち、亡くなる前に自殺未遂の経験があるかたは、20.3%であり、男女ともに全国や大阪府と同じ傾向となっています。男女比では、全国的に女性のほうが男性より高い割合で自殺未遂を経験していますが、本市では逆の傾向にあります。

表7:自殺未遂歴のあった自殺者の割合(平成27年～令和元年)

	全体	男性	女性
箕面市	20.3%	22.5%	17.2%
大阪府	21.3%	15.0%	33.4%
全国	19.1%	14.5%	29.6%

出典：箕面市地域実態プロフィール 2020

2-3 箕面市の自殺の特徴まとめ

本市の自殺の特徴をまとめると以下のとおりです。

○自殺者数及び自殺率

母数が少ないため年度毎の評価は難しいですが、平成27年以降全国的に減少傾向であるが、本市では徐々に増加傾向にあります。

○年齢階級別

- ・壮年期および60歳以上がそれぞれ4割程度を占め、合計すると自殺者全体の8割を占めています。
- ・大阪府統計からは、10歳～54歳までの年齢で、自殺が死因順位の3位までに入っています。

○職業別

無職者の割合が67.3%と高く、無職者の中でも「年金・雇用保険等失業者」の割合が全体の4割を占めています。

○同居人の有無

全国及び大阪府と比較して、男性では独居の割合が高く、女性では同居の割合が高くなっています。

○自殺の原因

健康問題が大きな要因となっています。男女それぞれで見ると、男性は「経済・生活問題」が、女性では「家庭問題」が第2位を占めています。

○自殺未遂歴

本市では女性の自殺者で自殺未遂歴のあるかたは、大阪府や全国と比べ少ない傾向にあります。

第3章 自殺対策の基本的な考え

3-1 国の基本方針

平成29年7月に閣議決定された国の大綱では自殺総合対策の基本方針として、以下の5点が掲げられています。

- 基本方針1 生きることの包括的な支援として推進
- 基本方針2 関連施策との有機的な連携による総合的な対策の展開
- 基本方針3 対応の段階に応じたレベルごとの対策の効果的な連動
- 基本方針4 実践と啓発を両輪として推進
- 基本方針5 関係者の役割の明確化と関係者による連携・協働の推進

3-2 本市の基本的な考え方

本市での今までの自殺対策への取り組みや自殺者の特徴を踏まえ、自殺対策の基本的な考え方や方向性を示すとともに、自殺対策関連施策を実施していきます。

基本的な考え方 1 自殺対策に包括的に取り組むための連携強化

自殺の要因としては「健康問題」や「経済・生活問題」「家庭問題」のほか、様々な要因が考えられます。自殺を防ぐためには、精神保健的な視点だけでなく、社会・経済的な視点を含む包括的な取り組みが重要です。

現時点でも行政及び各関係団体や民間団体等がそれぞれの分野において支援を行っていますが、それぞれの相談窓口が「生きる支援」という意識で、ひいては自殺対策の一翼を担っているという認識を共有することが重要です。そのためには、精神保健、福祉、経済対策、人権、教育等、それぞれの施策の連動性を高めていく必要があります。

基本的な考え方 2 誰も自殺に追い込まれることのない安心できるまちづくり

自殺は追い込まれた末の死といわれています。そして自殺に追い込まれるという危

機は「誰にでも起こりうる危機」といわれています。しかし、危機から自殺に至る経緯や危機に陥った人の心情や背景などが理解されにくい現実があります。危機に陥った場合は、ひとりで悩まず誰かに相談することが大切であること、危機に陥った人に気づいた場合は、専門機関や支援のできる誰かにつなげることなど、これらの行動が地域全体の共通認識になるよう普及啓発をすることが大切です。

基本的な考え方 3 自殺を取りまく様々な問題を明確にし、総合的に対策を推進

自殺の要因は様々であり、本市の人口規模を鑑みると単年度毎の数値や事象で施策を検討するのではなく、5年間の累積データを基に提供される「地域自殺実態プロフィール」（自殺対策推進センター）などで自殺統計を検証分析した施策展開が重要です。検証結果を担当課室が実施する啓発活動に反映するとともに、様々な生活課題に取り組む関係機関への情報提供が必要です。

第4章 施策の体系

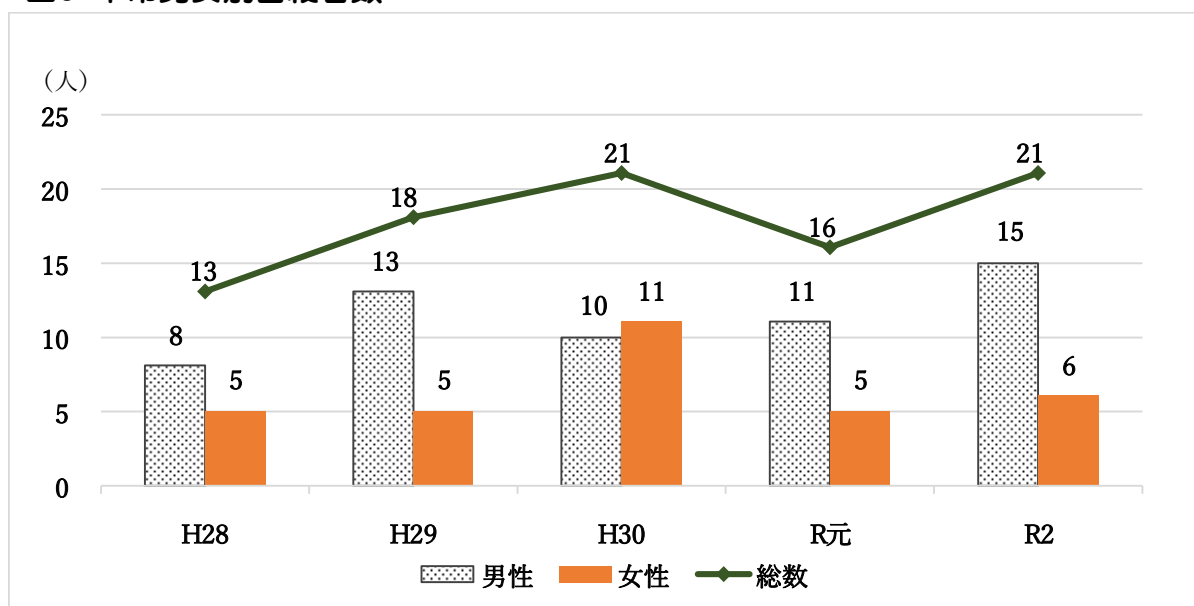
4-1 本市の施策体系

4-1-1 コロナ禍における施策の拡充

平成21年以降10年間にわたり減少していた全国の自殺者数が、令和2年に前年度比912人（約4.5%）と増加しました。特に10代、20代の女性の増加率が特徴的です。背景として、新型コロナウイルスの感染拡大による社会環境の変化が考えられ、厚生労働省は、「社会・経済活動の自粛の影響や学校の休校など生活環境の変化の影響を受けやすい女性や若年層で自殺者数の増加が生じた」との見方を示しています。これらの女性や若年層での自殺者数の増加は、令和2年にとどまらず、平成30年にも同様の傾向が見られていました。平成30年は、全国で増減があるものの、有識者の中には、大阪府では「平成30年に起こった大阪北部地震及び台風21号による甚大な被害が影響しているのではないか」との见解も示されているところです。

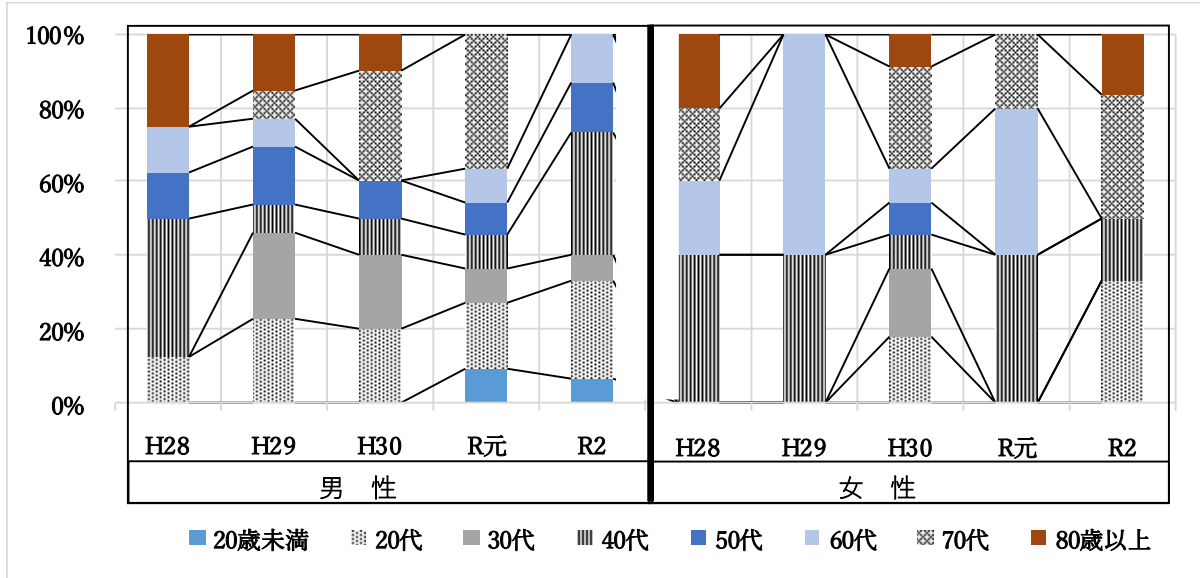
このことから、自然災害やコロナ禍などの発災時には、女性や若年層への自殺対策の必要性が見えてきました。そのため、コロナ禍においては、経済的困窮にある人、女性や若者への施策を担当する部署との連携強化が必要です。

図6：本市男女別自殺者数



出典：箕面市地域実態プロフィール 2020

図7:本市年齢別男女別自殺者の推移



出典：箕面市地域実態プロフィール 2020

令和2年における本市の状況では、女性や若年層での自殺者が増加しています。自殺対策推進センターや内閣府の調べからコロナ禍において、女性や若年層での自殺が増える要因は以下のように分析されています。

- 中高齢男性は、仕事のように外部との交流がストレスとなり得ますが、女性や若者は身近な人間関係にストレスを感じる傾向があることから、外出自粛下での自殺が増加したといわれています。
- 女性は、暮らしや仕事・経済面の問題（非正規雇用の多さなど）に加え、ステイホームによるDV被害の増加も影響しています。全国の配偶者暴力相談支援センター等に寄せられた相談件数は令和2年度（2020年度）は19万30件で、前年度比で約1.6倍に増加しています。

出典：箕面市地域実態プロフィール 2022

- 子どもや若年層では、親の生活不安やストレスが高まり、弱者である子どもへの暴力・虐待の増加や、長期間の自粛が開けた学校再開時に子ども自身が感じるストレスや学業不振が要因となっています。

新型コロナウイルス感染症のまん延が続く中、生活不安やストレス、在宅の時間の増加等により、今後も女性や子どもへの暴力の増加や深刻化が懸念されています。SOSが出しやすい環境やSOSを受けとめることが出来る相談窓口の周知等を関係機関と連携しながら進めていく必要があります。

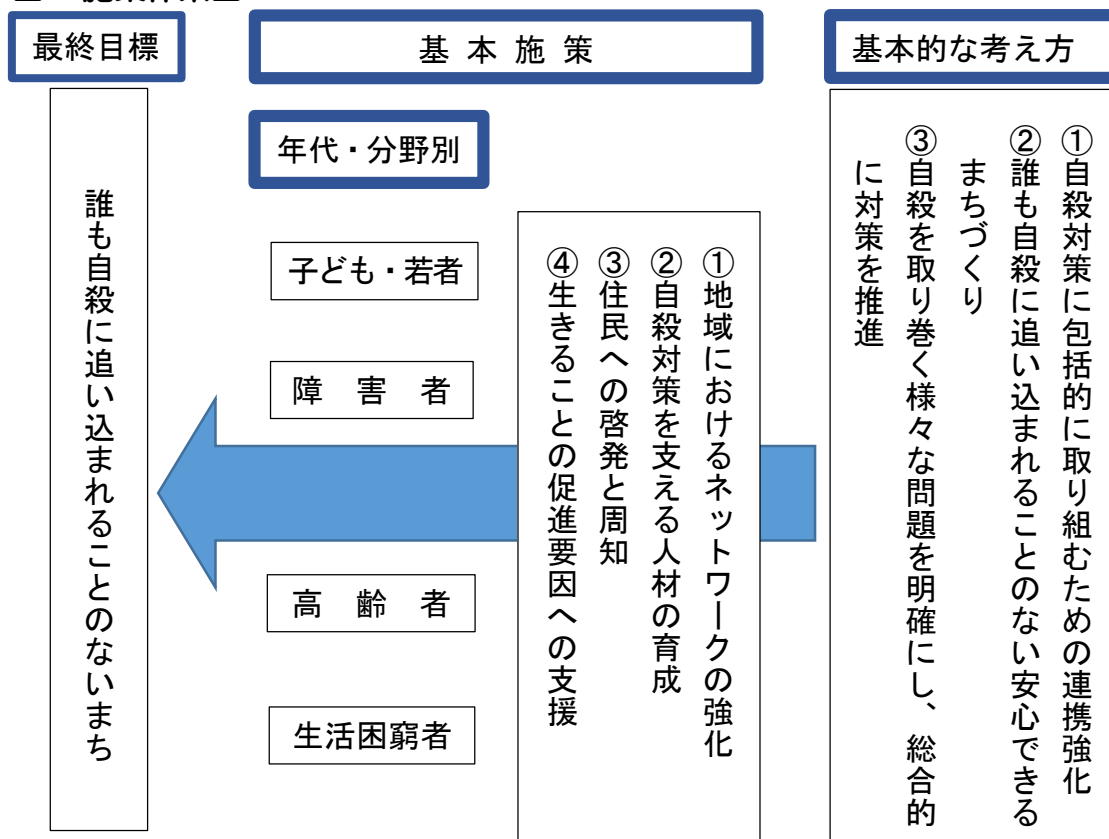
4-1-2 本市の施策体系の考え方

国の大綱では、「誰も自殺に追い込まれることのない社会の実現を目指して」という基本理念のもと、経済・生活問題、健康問題等自殺の背景・原因となる様々な要因に対し、制度や慣行の見直し、相談・支援体制の整備という社会的な取り組みにより自殺予防が可能であるとされています。

また、健康問題や家庭問題等、一見個人の問題と思われる要因であっても、専門家への相談やうつ病等の治療について社会的な支援の手を差し伸べることにより解決できる場合もあるといわれています。

本市では、「箕面市地域福祉計画」の基本目標の一つに「福祉課題の発見の仕組みと相談体制の整備」を挙げています。これは、自殺対策にも共通する行動目標です。様々な施策や関係機関・団体との連携を通じ、「生きることの阻害要因」を減らし、「生きることの促進要因」を増やすことで、自殺リスクを低下させる施策づくりや相談体制の構築を推進していきます。

図8: 施策体系図



4-1-3 本市での取り組み

本市では、国の示す基本施策（①～④）や統計データ等をもとに、生きる支援関連事業として次の施策に取り組めます。

- ①地域におけるネットワークの強化
- ②自殺対策を支える人材の育成
- ③住民への啓発と周知
- ④生きることの促進要因への支援
- ⑤子ども・若者への支援
- ⑥障害者への支援
- ⑦高齢者への支援
- ⑧生活困窮者への支援

このうち、⑦高齢者への支援と⑧生活困窮者への支援は、箕面市地域実態プロフィール（厚生労働省「地域における自殺の基礎資料」）において、過去5年の箕面市の自殺の特性から重点的に取り組む内容として推奨されていることから、重点施策として、取り組むものとします。

4-2 基本施策

4-2-1 地域におけるネットワークの強化

自殺の要因となる様々な生活課題解決に向け、庁内関係機関だけでなく他機関や民間関係機関などで構成される連携会議等を実施します。また、様々な相談機関が「生きるための支援」を実施するにあたり、「つなぐ」「みんなで支える」という機能を発揮できるよう連携強化に資する情報発信を行います。

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【自殺対策】 庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。</p>	地域保健室	庁内課室
<p>【地域ケア個別会議】 庁内外の関係団体が集まり、高齢者の支援困難事例に関して、多様な視点で支援方法を検討します。</p>	地域包括ケア室	地域包括支援センター 介護サービス事業者 医師、弁護士 民生委員 等
<p>【虐待対応】 虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討します。 高齢者虐待・障害者虐待・児童虐待</p>	地域包括ケア室 児童相談支援センター	地域包括支援センター 基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 箕面市要保護児童対策協議会 等

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【要連携生活相談事業】</p> <p>心身の保護または生活の支援が必要な市民を確実にキャッチアップし、適切な相談先につなぎ、迅速かつ適切に市民の心身の保護または生活の支援を行えるよう庁内連携を行います。</p>	<p>市民サービス政策室</p>	<p>庁内課室</p>

4-2-2 自殺対策を支える人材の育成

地域のネットワークの強化に加え、自殺予防に必要な視点をもつ人材の育成も大切です。「誰もが追い詰められた果てに死を選択することがある」ということを理解し、身近な人や相談者の状況から適切な専門機関につなぐ必要があると察知することが支援の入口となります。気づき、つなげることのできる人材がいて、地域のネットワークが機能していきます。

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【人材育成（全庁職員向け）】 うつや自殺にいたる心理状態などへの理解を進めることで、相談者の様々な問題に気づき、適切な機関につなぐことのできる人材育成を目的に、人事室が実施する人権セミナーで全庁職員を対象に、ゲートキーパー養成講座を開催します。</p>	地域保健室	人事室
<p>【人材育成（市民向け）】 市民や庁内外の関係団体を対象に、うつや自殺にいたる心理状態などへの理解を深めるとともに、身近な人の相談を受け止め、専門機関へつなぐ方法などをゲートキーパー養成講座で伝えます。</p>	地域保健室	

4-2-3 住民への啓発と周知

自殺は様々な生活問題を要因としていますが、日常の生活のなかでは、その言葉を目にすることや聞くことはあまりありません。そのため、知りたい情報が得られるような周知のありかたや定期的な情報の発信が必要です。

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【広報紙・ホームページを通じた広報活動】 自殺予防週間、自殺対策強化月間には広報紙に相談機関一覧を掲載します。ホームページに相談機関一覧を掲載するとともに個人で取り組める自殺防止策を掲載します。</p>	地域保健室	箕面広報室
<p>【相談窓口等での啓発】 庁内の相談窓口で、自殺予防週間及び自殺対策強化月間に、自殺予防ののぼり旗とリーフレットを設置し、広く自殺予防の啓発をします。 また中央図書館では、自殺対策強化月間に自殺予防関連図書コーナーを設置します。</p>	地域保健室	中央図書館 庁内関係機関
<p>【ゲートキーパー養成講座】（再掲） 自殺にいたる要因などの理解をすすめるとともに、支え、つなぐ等身近な人への支援について啓発します。</p>	地域保健室	

4-2-4 生きることの促進要因への支援

自殺は、経済困窮や孤立・孤独、健康問題など様々な要因により引き起こされるといわれています。生きることを阻害する要因を減らし、誰かとつながることは「生きることへの支援」になることから、居場所づくりや就労支援など多岐にわたる分野での支援を進めていきます。

実施内容	担当課室	関係機関等
【健康相談】 ころろや身体の健康相談を保健師等が実施します。	地域保健室 高齢福祉室 子どもすこやか室	庁内課室
【ひとり親相談】 ひとり親に対し、自立に向けた就労支援や子どもへの入学祝い品の贈呈などを行います。	子育て支援課 健康福祉政策室	箕面市社会福祉協議会 箕面市母子寡婦福祉会
【生活困窮者自立支援事業】 生活困窮者（生活保護に至る手前段階）に対し、就労の支援やその他の自立に関する問題についての相談を受け付けます。	生活援護室	箕面市社会福祉協議会 地域保健室
【女性相談】 女性が直面する不安や悩みに対し専門女性カウンセラーが面接を実施します。	人権施策室	
【児童家庭相談】 18歳までの子どもやその養育者などから電話・窓口相談を受け、養育への助言や関係機関につなぐなどの支援を行います。	児童相談支援センター	
【母子相談】 小学校中学校入学、祝いの品の贈呈や、母子そろってのレクリエーションなどの親睦を深めるための行事の実施（随時）するとともに、母子相談を随時実施します。	健康福祉政策室	箕面市社会福祉協議会 箕面市母子寡婦福祉会

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【外国人市民のための生活相談事業】 韓国・朝鮮語、中国語、英語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語による生活相談を行います。また、外国人のかたが安心して医療にかかれるよう通院同行などのサポートも行います。</p>	文化国際室	箕面市国際交流協会 みのお外国人医療サポートネット
<p>【各種セミナー等】 労働・就労に関するセミナーや外国人向け多言語による防災・生活セミナー等、様々な分野で生きる支援につながる講座を行います。</p>	箕面営業室 障害福祉室 人権施策室 子どもすこやか室 文化国際室	箕面市国際交流協会 市内障害者相談事業所等 当事者団体・地域団体 保健所等
<p>【サロン活動】 乳幼児とその保護者や高齢者への居場所づくりのため、各小学校区の地区福祉会が開催する集いの場に出向き、育児相談や健康に関する相談を行います。</p>	高齢福祉室 子どもすこやか室 子育て支援課	箕面市社会福祉協議会 箕面市民生委員児童委員協議会 地域包括支援センター
<p>【女性に対する暴力をなくす運動等】 DVをはじめ、ストーカーや性犯罪など女性に対する暴力防止に関する講演会の開催や公共施設などで啓発を行います。</p>	人権施策室	

4-2-5 子ども・若者への支援

子どもや若者に対し、生きるための支援や居場所づくりを支援します。

実施内容	担当課室	関係機関等
【子どもサポート事業】 外国にルーツをもつ子どもの学習支援と居場所づくりを進めます。	文化国際室	箕面市国際交流協会
【学力保証・学習支援事業】 不登校や引きこもり、生活困窮世帯等の児童生徒の学力や自尊感情を高め、登校の再開や定着を図るために学生サポーターによる学習支援等を実施します。	放課後子ども支援室	
【就職支援講座等の開催】 若年層をはじめとする就職困難者や求職者を対象に、雇用相談や求人情報の提供、セミナーを開催します。	箕面営業室	
【いのちのバトンタッチ】 園児を対象に、命の大切さを教えるとともに、自己肯定感を高めるための講座を開催します。	子どもすこやか室	幼稚園・保育所
【子どものための「箕面市いじめ・体罰ホットライン」】 いじめに関する相談を受け付けます。(平日9時から17時)	児童生徒指導室	
【教育相談】 学習・不登校・友人関係・子どもの発達の心配などの相談に対し、臨床心理士など専門職員が相談に応じます。	児童生徒指導室	教育センター

4-2-6 障害者への支援

障害のあるかたが安心して自立した生活が営めるよう支援を進めるとともに、障害の有無に関係なく、地域のなかでともに生きていける地域をめざし、様々な研修会等を実施します。

実施内容	担当課室	関係機関等
【障害児（者）相談支援事業】 障害児（者）及びその保護者の生活の不安や困りごと等の相談に応じます。	地域包括ケア室	基幹相談支援センター 委託相談支援事業所
【「地域で生きる」障害者問題市民講座】 障害者等の理解促進を図るため、障害者支援に関わる団体等から講師を招き、講座を開催します。	障害福祉室	
【障害者問題連続講座】 障害者問題、基本的人権に関する市民意識の向上を図るため連続講座を開催します。	障害福祉室	
【障害者市民就労支援パソコン講座】 障害のあるかたを対象に就職支援のためのパソコン教室を開催します。	箕面営業室	
【虐待対応】（再掲） 虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討するとともに、関係機関での研修会を開催します。	地域包括ケア室	基幹相談支援センター 委託相談支援事業所

4-2-7 高齢者への支援 【重点施策】

高齢になると、身近な人の死や身体の老化など様々な要因で抑うつ状態になりやすく、また現役世代からのリタイアにより地域社会からの孤立化も進みます。そのため、身近な地域での居場所づくりや見守りネットワークの活用により、高齢者の心身の変化を早期発見するしくみづくりが必要です。

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【地域ケア個別会議】（再掲） 庁内外の関係団体が集まり、高齢者の支援困難事例に関して、多様な視点で支援方法を検討します。</p>	地域包括ケア室	地域包括支援センター 介護サービス事業者 医師、弁護士 民生委員 等
<p>【高齢者いきいきふれあいサロン】 各小学校区の地区福祉会が開催する高齢者の居場所づくりのための通いの場に出向き、介護予防や生活習慣病の改善等心身の健康に関する講話の実施や相談に応じます。</p>	高齢福祉室	箕面市社会福祉協議会 箕面市民生委員児童委員会 地域包括支援センター
<p>【高齢者健康相談】 介護予防に関する知識の普及啓発により、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組むことが出来るよう専門職による相談支援を行います。</p>	高齢福祉室	
<p>【虐待対応】（再掲） 虐待事案について虐待を受けている本人や家族等への支援を通し、虐待の背景にある様々な問題を把握し、解決に向けた支援方法について検討します。</p>	地域包括ケア室	地域包括支援センター 基幹相談支援センター 委託相談支援事業所 等

4-2-8 生活困窮者への支援【重点施策】

生活する中で起こる様々なライフイベントは、時に病気や事故、災害や会社の業績不振による離職など個人ではどうすることもできない要因であることや予期できないものもあります。経済的な困難だけでなく、様々な問題が複雑に絡み合っていることから、複数の機関が連携し支援する必要があります。

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【自殺対策】（再掲） 庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。</p>	地域保健室	庁内課室
<p>【自立相談支援事業】 生活の困りごとや不安を、相談員が相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し寄り添いながら自立に向けた支援を行います。</p>	生活援護室	箕面市社会福祉協議会 地域保健室
<p>【就労準備支援事業】 「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難な場合に、6ヶ月から1年の間、プログラムに沿って一般就労に向けた基礎能力を養いながら、就労に向けた支援や就労機会の提供を行います。</p>	生活援護室	箕面市社会福祉協議会
<p>【家計改善支援事業】 家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が自ら家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援します。</p>	生活援護室	箕面市社会福祉協議会

実施内容	担当課室	関係機関等
<p>【住居確保給付金】 離職などにより住居を失ったかた、または失うおそれの высокаяかたに、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃額（上限あり）を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行います。</p>	生活援護室	
<p>【一時生活支援事業】 住居をもたないかた、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にあるかたに、一定期間、宿泊場所や衣食を提供します。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行います。</p>	生活援護室	大阪府 大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会
<p>【豊能地域合同労働問題セミナー】 労働に対する諸制度を学び、これからの働き方について考える機会の創出のためのセミナーを開催します。</p>	箕面営業室	
<p>【就労支援講座】 ニートやひきこもりなど就職に際して課題を抱えた市民を対象に就職活動の一助となるための講座を開催します。</p>	箕面営業室	
<p>【1日ハローワーク】 若年者をはじめとする就職困難者や求職者を対象に、雇用相談や求人情報の提供、セミナーを開催します。</p>	箕面営業室	

4-3 自殺対策所管部署(地域保健室)の取り組み

4-3-1 府・保健所との連携

本市を所管する池田保健所では管内2市2町に対する支援として、年1回の管内自殺対策担当者情報交換会を実施しています。2市2町の自殺対策状況を共有するとともに、スーパーバイザーとして大阪府こころの総合センターも参加することで、府専門機関との意見交換ができ、その後の連携にも役立てています。

通常の業務の中では、保健所が実施する「こころの健康相談事業」を活用し、専門医に支援困難事例への対応や支援方針を相談する場の提供を受けています。

また、大阪府においても年1回、府内自殺対策担当者会議を開催しており、大阪府における自殺対策について知るとともに、府内市町村の様々な取り組みを情報交換する機会となっています。

4-3-2 市民への啓発と周知

本市では、地域保健室のほか、自殺のリスクを抱えたかたが来所する可能性のある相談窓口で対応する職員に向けた人材育成(ゲートキーパー研修)を実施しています。また、自殺を企図した時に誰かと話すことや約束をすることが自殺をとどまる力になるといわれていることから、厚生労働省が主体となって相談窓口の多様化が進められてきました。24時間対応の電話相談を始め、最近では、厚生労働省が10代の若者向けのチャット相談やアプリによる相談などSNSを利用した相談窓口をNPOに委託して実施するなど、民間の力も活用した相談窓口の拡充が進められています。このような多様化された相談窓口の周知のため、ホームページに最新の情報や相談窓口につながるQRコードを啓発チラシに掲載するとともに、自殺対策強化月間や自殺予防週間には市広報紙にも掲載し周知を行います。(巻末資料1__相談窓口一覧を参照)

4-3-3 各種相談機関同士のネットワークづくり

自殺対策担当部署（地域保健室）では、自殺に関する相談窓口等の周知やこころの健康に関する相談支援のほか、自殺にいたるリスクのある人を発見し専門機関につなげることでできる人材の育成や各種相談機関同士のネットワークづくりなどを行います。

基本施策	実施内容	実施回数
地域におけるネットワークづくり	庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼し、自殺予防に資する様々な事業の棚卸しを実施するとともに、集約した結果を発信します。	年1回
	生活困窮者支援に関する連絡会議等で自殺に関する状況報告を行うことで関係機関との情報共有や発信を行います。	年1回
自殺対策を支える人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ・市民に対し、身近な人の異変に気づき、話を聞いて見守り、専門機関につなぐことができるゲートキーパーの養成を行います。 ・福祉等関係職員に対して、ゲートキーパー養成講座を実施します。 ・窓口や電話対応を行う初期相談対応者に対して、適切な対応能力向上のための研修を実施します。 	年2回
市民への啓発と周知	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺予防週間（9月）と自殺対策強化月間（3月）に併せて重点的な啓発活動を実施します。 ・悩みや不安を抱える人にとって、わかりやすい相談窓口の情報を発信します。 ・地域の要望に応じて、こころの健康に関する出前講座等を実施します。 	通年
生きることへの促進要因への支援	市民からのこころや身体の健康相談を実施します。	通年
子ども・若者への支援	児童や生徒保護者や学校職員等からのこころの健康に関する相談について、適切な相談窓口へのつなぎを行います。	通年

基本施策	実施内容	実施回数
障害者への支援	精神障害者保健福祉手帳の有無にかかわらず、こころの健康に関する相談支援を行います。	通年
高齢者への支援	8050問題として社会問題となっている高齢者と子ども世代の引きこもりに対し、関係機関と連携をしながら、適切な医療受診や社会との接点づくりなどを行います。	通年
生活困窮者への支援	生活相談窓口や生活保護担当者と協働し、対象世帯の心身の健康に関する相談支援を行います。	通年

4-3-4 自殺対策担当部署の進捗管理

本計画に掲載している全庁的な取り組みは、本来ライフイベント毎に各分野で実施されているものがほとんどですが、その事業に「自殺予防」の視点を取り入れるとともに、横断的な相談支援体制の構築が必要です。そのため、本計画の改訂を機に年度毎にライフイベントにかかる各種相談や事業等を自殺予防に関連するものを取りまとめ、現状の分析を行い、課題とまとめの発信を行います。

現時点では、進捗管理シートによる庁内の関連事業の掘り起こしと関連事業の取りまとめを行い、その結果をフィードバックするなど関係部署への働きかけを行います。
(巻末資料2__計画の進捗状況参照)

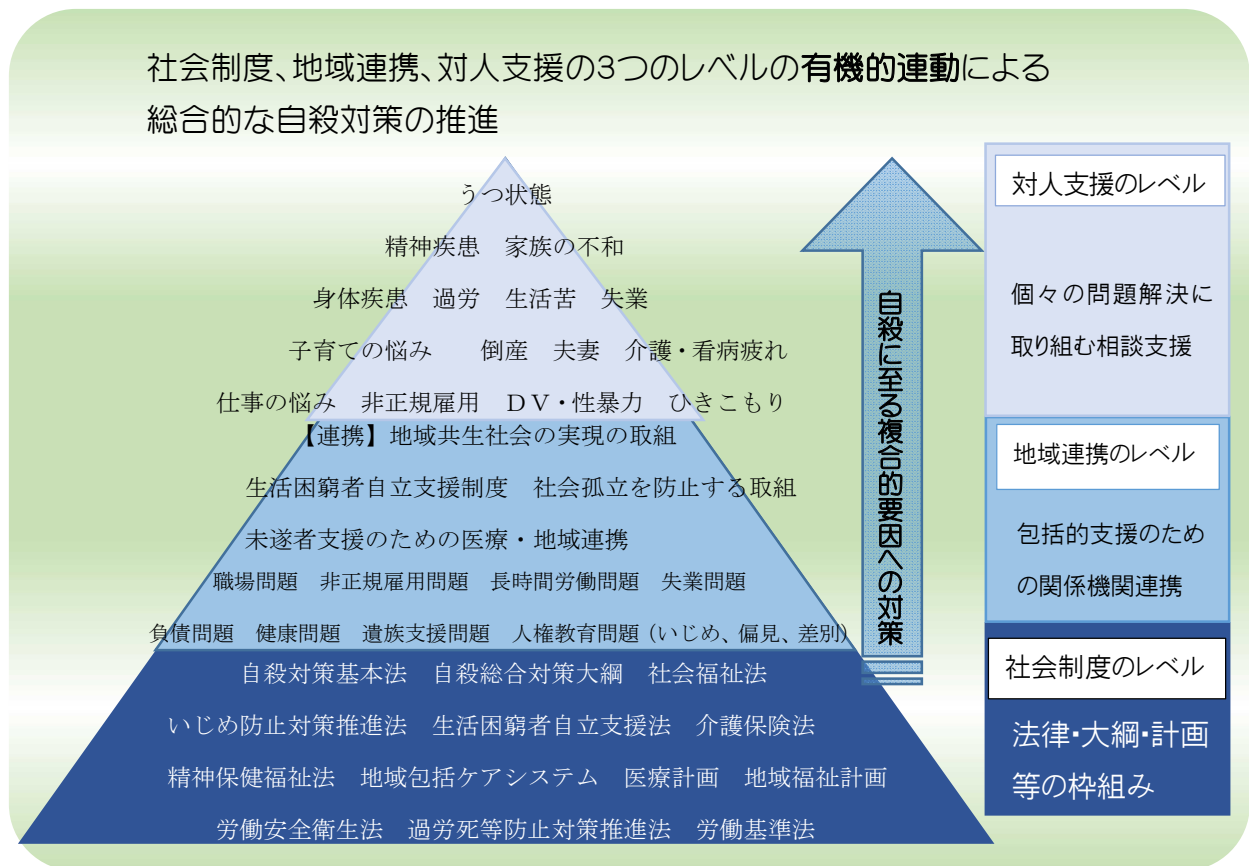
また、自殺の大きな要因となる経済的困窮のかたへの支援を推進する生活困窮者自立支援推進協議会において、本市の自殺の現状や進捗について共有を図ります

第5章 計画の進行管理

5-1 推進体系

自殺に対する取り組みは、その要因が多様であるため下図のように、三階層の自殺対策が連動する必要があります。本市でも市内だけでなく、地域福祉や教育関係団体等、労働関係や医療機関等、警察・消防など様々な機関と連携協力し、様々な角度から自殺対策の推進を図ります。

図9：三階層自殺対策連動モデル(TISモデル)



自殺総合対策推進センター資料を箕面市改編

5-2 進行管理

計画の進行管理は、4-3-4のとおり毎年度その実績を取りまとめ、庁内関係部署による評価会議において分析評価を行い、生活困窮者自立支援推進協議会等と情報を共有します。また、今回のコロナ禍のように社会情勢等が大きく変化した場合には、計画の見直しを行うこととし、その見直しにあたっては、市民、関係機関、団体及び箕面市保健医療福祉総合審議会に意見を求めます。

※相談機関名、連絡先は変更する場合があります。

◆行政機関が実施する相談窓口

相談項目	相談機関	連絡先	備考
こころの電話相談	大阪府こころの健康総合センター	06-6607-8814	月・火・木・金曜日の午前9時30分～午後5時 (祝日・年末年始を除く)
若者専用電話相談	わかぼちダイヤル	06-6607-8814	水曜日の午前9時30分から午後5時 (祝日・年末年始を除く)
こころの健康相談(予約制)	大阪府池田保健所	072-751-2990	月曜日から金曜日の午前9時～午後5時45分 (祝日・年末年始を除く)
妊娠中や産後の相談	大阪府妊産婦こころの相談センター	0725-57-5225	月曜日から金曜日の午前10時～午後4時(祝日・年末年始を除く)
自死遺族相談(予約制)	大阪府こころの健康総合センター	06-6691-2818	月曜日から金曜日の午前9時～午後5時45分 (祝日・年末年始を除く)

◆各団体が実施する相談窓口

相談項目	相談機関	連絡先	備考
24時間 電話相談	関西いのちの電話	06-6309-1121	24時間（365日受付）
電話相談	いのちの電話	①0570-783-556 ②0120-783-556	①毎日午前10時～午後10時 ②毎日午後4時～午後9時 毎月10日 午前8時～翌日午前8時（24時間） インターネット相談もあり
電話相談	国際ビフレンダーズ 大阪自殺防止 センター	06-6260-4343	金曜日の午後1時～日曜日午後10時（週末連続57時間）
電話相談	こころの救急箱	06-6942-9090	月曜日午後7時～火曜日午前3時（7時間） 木曜日午後7時～午後10時
フリーダイヤル電話相談	よりそいホットライン	0120-279-338	24時間（365日受付）
フリーダイヤル電話相談	#いのち SOS	0120-061-338	日・月・火・金・土曜日の0時～24時 水～木曜の6時～24時 ※木曜6時～火曜24時まででは連続対応
SNS 相談	生きづらびっと	LINE ID: @yorisoi-chat チャット https://yorisoi-chat.jp	月～日曜日（毎日） 午前11時～午後10時30分（午後10時まで受付）

資料1 相談機関一覧

相談項目	相談機関	連絡先	備考
SNS 相談	ツラツライン	LINE QRコード読み取り (提携先の中高校生対象)	金曜日19～22時 土曜日14～17時 開設時間以外は自動応答
SNS 相談	こころのほつ とチャット	LINE、 X(旧:Twitter)、 Facebook ID: @kokorohotchat チャット https://www.npo-tms.or.jp/public/kokoro_hotchat	毎日 第1部 12時～15時50分(15時まで受付) 第2部 17時～20時50分(20時まで受付) 第3部 21時～23時50分(23時まで受付) 早朝月曜(月1回土曜24:00～翌日曜05:50) の午前4時～6時50分(6時まで受け付け) 毎月1回 最終土曜日から日曜日 24時～5時50分(5時まで受付)
SNS 相談	あなたのいば しよ	チャット https://talkme.jp/	24時間365日
10代20代 女性の相談	BOND プロジ ェクト	LINE ID: @bondproject 電話相談 ①080-9501-5220 ②070-6648-8318	月・水・木・金・土曜日 午前10時～午後10時 (21時30分まで受付) ①月・土曜日の午後6時～午後9時 ②水・日曜日の午後14時～午後7時

◆こころの相談以外の相談窓口

相談項目	相談機関	連絡先	備考
相続・離婚・金銭管理など法律問題全般の相談	法律相談（弁護士による相談。要予約） 予約先：箕面市市民部 市民サービス政策室	072-724-6723	月曜日から金曜日の午前8時45分～午後17時15分（祝日・年末年始を除く）
健康相談	健康福祉部地域保健室	072-727-9507	月曜日から金曜日の午前8時45分から午後5時15分（祝日・年末年始を除く）
依存症 電話相談 SNS相談	①おおさか依存症土日 ホットライン ②大阪府こころの健康 総合センター「依存症 相談」 ③大阪府依存症ホット ライン	①0570-061-999 ②06-6691-2818 ③LINE	①毎週土曜日、日曜日の午後1時から午後5時 ②第2・第4土曜日 午前9時～午後5時30分 ③水・土・日曜日の午後17時30分～午後10時30分（受付は午後10時）
18歳までの相談窓口	18歳までの子どもの 電話相談「チャイルド ライン」	0120-99-7777 チャット http://childline.or.jp/index.html	毎日 午後4時～午後9時 チャットでの相談もあり
こどもの相談	①子どもから： ②保護者から： ③教職員から： ④上記以外の時間： 24時間子供SOSダイヤル	①06-6607-7361 ②06-6607-7362 ③06-6607-7363 ④0120-0-78310	①②③は月～金曜日の午前9時30分～午後5時30分（祝日・年末年始は除く） ④24時間365日

資料1 相談機関一覧

相談項目	相談機関	連絡先	備考
DV 相談	DV 相談+ (プラス)	0120-279-889 https://soudanplus.jp/	電話・メール 24 時間 チャット 午後 12 時～午後 10 時
法律相談	法テラス・サポートダイヤル	0570-078374 https://www.houterasu.or.jp	平日午前 9 時～午後 9 時 土曜午前 9 時～午後 5 時 メールは 24 時間受付
金融サービス相談	金融サービス利用者相談室	0570-016811 https://www.fsa.go.jp/receipt/soudansitu/	平日午前 10 時～午後 5 時

計画の進捗状況

計画における項目	実施内容	担当課	令和2年度実施状況	今後(令和3年度以降)の実施計画	目標値	達成度(%)
1 地域におけるネットワークの強化						
1-1. 自殺対策推進計画の進捗管理シートの作成	・庁内部局に自殺対策進捗シートの作成を依頼 ・自殺予防に資する様々な事業の進捗をまとめ、分析・評価し全庁に発信	地域保健室	年1回	事業継続		ストラクチャー指標
1-2. 地域ケア個別会議	・認知症高齢者等。家族の協力が得られない要介護者、ごみ屋敷など支援者が困難を感じている事例、支援が自立を阻害していると考えられる事例、必要な支援につなげていない事例、権利擁護が必要な事例、地域課題に関する事例に対して、多様な視点で支援方針を検討する。 【参加者：本人、家族、近隣住民、民生委員・児童委員、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、弁護士、ケアマネジャー、地域包括支援センター、サービス事業者、社会福祉協議会、成年後見人、池田保健所（精神科医、精神保健福祉士）等】	地域包括支援センター	地域ケア個別会議：年19回	事業継続	年20回	アウトプット指標
1-2. 地域ケアレビュー会議	・地域ケア個別会議の個別事案を共有し、個別課題の解決や地域課題の解決に向けた検討を行い、地域資源の発掘や地域住民を含めた関係機関連携の充実を図る。 【参加者：保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、社会福祉協議会等】	地域包括ケア室	地域ケアレビュー会議：年3回	事業継続		ストラクチャー指標
1-3. 虐待事案個別会議	・虐待が疑われる事案について、市が虐待の有無を判断した後、高齢者及び家族に対する支援方針を検討し、対応方針に沿って見守りやサービスの提供などの対応を実施する。 【参加者：本人、家族、民生委員・児童委員、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、弁護士、ケアマネジャー、地域包括支援センター、サービス事業者、池田保健所（保健師、精神保健福祉士）等】	地域包括支援センター	虐待事案個別会議：年76回（新規事案50回、継続事案26回）	事業継続	虐待事案の減少	アウトカム指標
1-3. 虐待事案レビュー会議	・個々の事案について、虐待解消の状況を評価し、支援方針・内容が適切であるか確認を行う。個別事案に共通する家族背景や病状等の課題と地域との関わり等の地域課題を検討し、虐待の再発防止と問題解決に努める。 【参加者：医師、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、池田保健所（精神保健福祉士）等】	地域包括ケア室	虐待事案レビュー会議：年3回	事業継続		ストラクチャー指標
1-4. 要連携生活相談事業	心身の保護又は生活の支援が必要な市民を確実にキャッチアップし、適切な相談先につなぎ、迅速かつ適切に市民の心身の保護又は生活の支援を行えるよう、庁内連携を行う。	市民サービス政策室	対応実績27件	事業継続		ストラクチャー指標
2 自殺対策を支える人材の育成						
2-1. ゲートキーパー養成講座	市民向けゲートキーパー養成講座として「うつ病の理解」やこころに変調が起こった身近な人への接し方などの講座を開催	地域保健室	対面・オンライン併用により、年3回開催 (12月18名 1月16名)	事業継続	累積受講者の増加	アウトプット指標
2-1. ゲートキーパー養成講座	相談窓口に従事する市職員や関係団体職員等を対象に、こころや身体に変調をきたした来所者への具体的な対応方法などを専門医師、相談員等を講師としゲートキーパー養成講座を開催	地域保健室	対面・オンライン併用により、年3回開催 (3月30名の参加)	事業継続	1回/年	アウトプット指標
3 住民への啓発と周知						
3-1. 広報紙・ホームページを通じた広報活動	・HPに相談窓口等の掲載、9月・3月には期間限定で設置される相談窓口を追加掲載 ・9月・3月の自殺予防週間、自殺強化月間には、広報紙に相談窓口を掲載	地域保健室	9月と3月に市報に掲載。 コロナ禍により特設された相談窓口をHPトップページに掲載	事業継続	2回/年	ストラクチャー指標
3-2. 相談窓口での啓発	・本庁等窓口のにぼり旗を設置、保健センターにおいて啓発コーナーを設置 ・3月の強化月間には、中央図書館でこころの健康に関する図書コーナーを設置	地域保健室	コロナ禍のため、6月頃より通年で各関係機関にのぼりやブースを設置し啓発	事業継続	2回/年	ストラクチャー指標
3-2. こころの健康づくり啓発	地域の祭りや民生委員・児童委員連絡協議会等様々な機会においてチラシ等により啓発	地域保健室	6つの地区会議にて啓発。	事業継続	全小学校区	アウトプット指標
3-3. ゲートキーパー養成講座【再掲】	市民向けゲートキーパー養成講座として「うつ病の理解」やこころに変調が起こった身近な人への接し方などの講座を開催	地域保健室	対面・オンライン併用により、年3回開催 (12月18名 1月16名)	事業継続	累積受講者の増加	アウトプット指標
4 生きることの促進要因への支援						
4-1. 健康相談	こころや身体健康相談を保健師等が実施	地域保健室	随時	事業継続		ストラクチャー指標
4-1. 高齢者健康相談	介護予防に関する知識の普及啓発により、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組むことができるように専門職による相談支援を実施	高齢福祉室	年12回開催 延べ相談件数72件	事業継続		ストラクチャー指標
4-2. ひとり親家庭相談	個別相談に応じ、状況により自立支援教育訓練給付金など活用できる制度の紹介や案内	子育て支援室	相談件数19件	事業継続		ストラクチャー指標
4-3. 生活困窮者自立支援事業	生活の困りごとや不安を、相談員が相談者と一緒に考え、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。	箕面市社会福祉協議会	【自立相談支援事業】対応実績1,262件 【就労準備支援事業】対応実績38件	事業継続		ストラクチャー指標
4-4. 女性相談（電話・面接）	女性が直面する不安や悩みを専門女性カウンセラーが面接を実施し、電話相談は女性相談員が実施（各2回/週）	人権施策室	電話相談 141件、面接相談 233件	事業継続		ストラクチャー指標
4-5. 児童家庭相談	18歳までの子どもやその養育者などから電話及び窓口で相談を受け、養育に関する助言や関係機関につなぐなどのサポートを行う。	児童相談支援センター	相談受理件数1,061件（虐待894件、要支援125件、特定妊婦16件、その他26件）	事業継続		ストラクチャー指標
4-6. 母子相談	小学校中学校入学、祝いの品の贈呈や、母子そろってのレクリエーションなどの親睦を深めるための行事の実施（随時）	健康福祉政策室 箕面市社会福祉協議会 箕面市母子寡婦福祉会	祝い品贈呈1件 レクリエーションについては新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止 相談は随時	事業継続		ストラクチャー指標

計画における項目	実施内容	担当課	令和2年度実施状況	今後(令和3年度以降)の実施計画	目標値	達成度(%)
4-7. 外国人市民のための生活相談事業	韓国・朝鮮語、中国語、英語、ベトナム語、ポルトガル語、やさしい日本語による生活相談を行う(随時)。	箕面市国際交流協会	協会職員による生活相談(随時849件)、ALT支援(随時372件)、多言語相談員による相談(随時85件)	事業継続	・生活相談 900件 ・ALT支援 400件 ・多言語相談員による相談 100件	アウトプット指標
4-8. 各種セミナー等						
1) いのちのバトンタッチ	園児を対象に、命の大切さを教えるとともに、自己肯定感を高めるための講座を開催	子どもすこやか室	公立幼稚園3か所	事業継続		ストラクチャー指標
2) 「地域で生きる」障害者問題市民講座	障害者等の理解促進を図るため、障害者支援に関わる団体等から講師を招き、講座を開催(年1回)	障害福祉室	年1回実施 18人参加	事業継続		ストラクチャー指標
3) 障害者問題連続講座	障害者問題、基本的人権に関する市民意識の向上を図るため連続講座を開催(年3回)	障害福祉室	年3回実施 延べ159人参加	事業継続		ストラクチャー指標
4) 多言語による防災・生活セミナー	保健師による子育て相談会や地元企業やハローワーク等と連携した就職支援セミナー、地元自治会や消防署と連携した防災セミナーなどを開催	箕面市国際交流協会	外国にルーツを持つ子どもと保護者のための相談会14名参加、就労体験事業34名参加、外国市民による防災についての意見交換会15名参加、研修会5名参加	事業継続	・外国にルーツを持つ子どもと保護者のための相談会 15名 ・就労体験事業 35名 ・外国市民による防災についての意見交換会 15名 ・研修会 5名	アウトプット指標
5) 多文化ボランティアセミナー	外国人市民をとりまく人権課題を市民に啓発(年2回)	箕面市国際交流協会	秋のボランティアセミナー(4回)開催(オンライン併用) 延べ146名参加	事業継続	ボランティアセミナー(4回)開催 延べ160名	アウトプット指標
6) 就職支援講座	ニートやひきこもりなど就職に際して課題を抱えた市民を対象に就職活動の一助となるための講座を開催(年2回(I期、II期))	箕面営業室	21名参加	事業継続	20人/年	ストラクチャー指標
7) 障害者市民就職支援パソコン講座	障害のあるかたを対象に就職支援のためのパソコン教室を開催(年1回)	箕面営業室	8名参加	事業継続	20人/年	ストラクチャー指標
8) イキイキさわやかに学ぶ会	人権への理解を深めるために、各回テーマに沿った専門家等を講師に招き、学習会を開催(年6回)	人権施策室	5回開催。延べ参加人数76名、そのうち2回はオンライン開催のため参加者人数不明(但し、自殺対策関連は無し)	事業継続	年6回	アウトプット指標
9) 成年後見制度・権利擁護に関する研修会	相談支援事業所、障害者通所事業所、当事者団体、地域団体、保健所、地域包括、行政の関係機関等を対象に外部講師を招いての講演会を開催(年1回)	地域包括ケア室	自立支援協議会 権利擁護部会員を対象に実施。15名参加。	事業継続	年1回	アウトプット指標
10) 児童虐待防止推進のための啓発活動	・虐待の未然防止、早期発見、早期対応の必要性を広く啓発するために、市ホームページ等による周知や啓発物品の配布及びポスター・チラシ等の配布・掲示を行う。 ・関係団体等に通告先の周知 ・保護者向けに子育て講座を開催	児童相談支援センター	児童虐待防止推進月間(11月)にポスターやチラシ、リーフレットを市内学校や自治会、関係機関等に配布。緊急事態宣言下であったため、保護者向け子育て講座は中止し、支援者である職員向け研修会を開催。	事業継続		ストラクチャー指標

計画における項目	実施内容	担当課	令和2年度実施状況	今後(令和3年度以降)の実施計画	目標値	達成度(%)
4-9. サロン活動等						
1) 地域における乳幼児のサロン	居場所作りのための集いの場を開催	子どもすこやか室	67回開催、延べ1,271人参加	事業継続	全小学校区	アウトプット指標
2) 地域における高齢者のサロン	居場所作りのために通いの場を開催(随時)	高齢福祉室	通いの場304グループ 参加者総数3,998人 各地にて開催	事業継続		ストラクチャー指標
3) 子どもサポート事業	学習サポートおよび居場所づくり	箕面市国際交流協会	学習支援(対面) 36回、延べ89名、(オンライン) 36回、延べ53名参加 居場所づくり(対面) 27回、延べ166名、(オンライン) 41回、延べ68名参加	事業継続	・学習支援 延べ200名 ・居場所づくり 延べ250名 参加	アウトプット指標
4-10. 女性に対する暴力をなくす運動講演会及び啓発活動	DVをはじめ、ストーカーや性犯罪など女性に対する暴力防止に関する講演会の開催や、公共施設などで啓発を行う。(講演会は1/年)	人権施策室	啓発展示5か所、市内の高等学校に啓発パンフレットの配布	事業継続		ストラクチャー指標
5 子ども・若者への支援						
5-1. 子どもサポート事業【再掲】	学習サポートおよび居場所づくり	箕面市国際交流協会	学習支援(対面) 36回、延べ89名、(オンライン) 36回、延べ53名参加 居場所づくり(対面) 27回、延べ166名、(オンライン) 41回、延べ68名参加	事業継続	・学習支援 延べ200名 ・居場所づくり 延べ250名 参加	アウトプット指標
5-2. 学力保障・学習支援事業	不登校や引きこもり、生活困窮世帯等の児童生徒の学力や自尊感情を高め、登校の再開や定着を図るために学生サポーターによる学習支援等を実施	放課後子ども支援室	143名、延べ3,493回派遣	事業継続	1人あたり年間派遣回数 の充実(年間30回)	アウトプット指標
5-3. 就労準備支援事業【再掲】	対象者の状況に応じて、自立相談支援機関と密接に連携しながら、早期の就労を促進するために支援(通年)	箕面市社会福祉協議会	対応実績38件	事業継続		ストラクチャー指標
5-4. いのちのバトンタッチ【再掲】	園児を対象に、命の大切さを教えるとともに、自己肯定感を高めるための講座を開催	子どもすこやか室	公立幼稚園3か所	事業継続		ストラクチャー指標
5-5. 子どものための「箕面市いじめ・体罰ホットライン」	いじめに関する相談支援	児童生徒指導室	対応実績0件(教育センター所管)	事業継続	いじめの発生 件数の減少	アウトカム指標
5-6. 教育センター相談室	学習・不登校・友人関係・子どもの発達の心配などの相談に対し、臨床心理士など専門職員が相談に応じる。	児童生徒指導室	相談件数473件(教育センター所管)	事業継続		ストラクチャー指標
6 障害者への支援						
6-1. 障害児(者)相談支援事業	・障害児(者)の生活の不安や困りごと、悩みごとなどの相談に対し、解決に向けた支援を行う。	地域包括ケア室、基幹相談支援センター、市内委託事業所	基幹相談支援センターに社会福祉主事等を5名配置して相談支援を実施。相談件数延べ2,355件(基幹相談支援センター)、6,559件(市内委託事業所)。	事業継続	相談件数 2,000件(基幹)、 6,000件(委託)	アウトプット指標
6-2. 「地域で生きる」障害者問題市民講座【再掲】	障害者等の理解促進を図るため、障害者支援に関わる団体等から講師を招き、講座を開催(年1回)	障害福祉室	年1回実施 18人参加	事業継続	年1回	アウトプット指標
6-3. 障害者問題連続講座【再掲】	障害者問題、基本的人権に関する市民意識の向上を図るため連続講座を開催(年3回)	障害福祉室	年3回実施 延べ159人参加	事業継続	年3回	アウトプット指標
6-4. 障害者市民就職支援パソコン講座【再掲】	障害のあるかたを対象に就職支援のためのパソコン教室を開催(年1回)	箕面営業室	8名参加	事業継続	20人/年	アウトプット指標
6-5. 虐待防止研修の開催等	・相談支援事業所、障害者通所事業所、当事者団体、地域団体、保健所の関係機関等を対象に障害者への虐待防止に対する理解、対応力向上のための研修を開催(年1回) ・障害者の個別虐待事案に対し、関係職種が障害者及び家族に対する個別支援方針を検討する。	地域包括ケア室	市内障害者事業所等(ヘルパー、通所、放課後等デイサービス、グループホームなど)を対象に虐待事例の検討を題材に実施予定であったが緊急事態宣言に伴い中止。研修会資料を事業所等へ送付。	事業継続	年1回	アウトプット指標
7 高齢者への支援						
7-1. 地域ケア個別会議【再掲】	・認知症高齢者等。家族の協力が得られない要介護者、ごみ屋敷など支援者が困難を感じている事例、支援が自立を阻害していると考えられる事例、必要な支援につなぐための事例、権利擁護が必要な事例、地域課題に関する事例に対して、多様な視点で支援方針を検討する。 【参加者：本人、家族、近隣住民、民生委員・児童委員、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、弁護士、ケアマネジャー、地域包括支援センター、サービス事業者、社会福祉協議会、成年後見人、池田保健所(精神科医、精神保健福祉士)等】	地域包括支援センター	地域ケア個別会議：年19回	事業継続	年20回	アウトプット指標
7-1. 地域ケアレビュー会議【再掲】	・地域ケア個別会議の個別事案を共有し、個別課題の解決や地域課題の解決に向けた検討を行い、地域資源の発掘や地域住民を含めた関係機関連携の充実を図る。 【参加者：保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、社会福祉協議会等】	地域包括ケア室	地域ケアレビュー会議：年3回	事業継続		ストラクチャー指標
7-1. 自立支援型個別会議	・運動器疾患を中心に、認知症や脳血管疾患、呼吸器疾患など様々な疾患の高齢者に対して、市医療職(理学療法士・作業療法士)等が関与し、個々の症状や生活状況に応じて、自立支援・介護予防の観点から適切なサービスの導入について検討する。 【参加者：本人、家族、近隣住民、ケアマネジャー、地域包括支援センター、保健師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、管理栄養士、サービス事業者等】	地域包括ケア室	自立支援型個別会議：年54回	事業継続	年50回	アウトプット指標

計画における項目	実施内容	担当課	令和2年度実施状況	今後(令和3年度以降)の実施計画	目標値	達成度(%)
7-1. 多職種連携元気サポート会議	・事業対象者から要支援者、要介護者までを対象とし、高齢者の個別事例に対し、自立に向けたサービス利用案の検討や目標設定などを、多職種が連携して検討し、自立支援を推進する。自立支援型個別会議や市医療職による訪問指導及び事例検討から把握された地域課題について、意見交換や情報共有を行う。 【参加者：保健師、看護師、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、社会福祉士、ケアマネジャー、地域包括支援センター、生活支援コーディネーター、サービス事業者等】 【アドバイザー：医師、歯科医師、薬剤師、管理栄養士等】	地域包括ケア室	多職種連携元気サポート会議：年8回	事業継続	年12回	アウトプット指標
7-2. 地域における高齢者のサロン【再掲】	居場所作りのために通いの場を開催(随時)	高齢福祉室	通いの場362グループ 参加者総数4,550人 各地にて開催	事業継続		ストラクチャー指標
7-3. 高齢者健康相談【再掲】	介護予防に関する知識の普及啓発により、高齢者自身が積極的に介護予防に取り組むことができるように専門職による相談支援事業	高齢福祉室	年12回開催 延べ相談件数72件	事業継続		ストラクチャー指標
7-4. 虐待事案個別会議【再掲】	・虐待が疑われる事案について、市が虐待の有無を判断した後、高齢者及び家族に対する支援方針を検討し、対応方針に沿って見守りやサービスの提供などの対応を実施する。 【参加者：本人、家族、民生委員・児童委員、医師、保健師、理学療法士、作業療法士、弁護士、ケアマネジャー、地域包括支援センター、サービス事業者、池田保健所(保健師、精神保健福祉士)等】	地域包括支援センター	虐待事案個別会議：年76回(新規事案50回、継続事案26回)	事業継続	虐待事案の減少	アウトカム指標
7-4. 虐待事案レビュー会議【再掲】	・個々の事案について、虐待解消の状況を評価し、支援方針・内容が適切であるか確認を行う。個別事案に共通する家族背景や病状等の課題と地域との関わり等の地域課題を検討し、虐待の再発防止と問題解決に努める。 【参加者：医師、保健師、看護師、社会福祉士、主任ケアマネジャー、池田保健所(精神保健福祉士)等】	地域包括ケア室	虐待事案レビュー会議：年3回	事業継続		ストラクチャー指標
8 生活困窮者への支援						
8-1. 自立相談支援事業	生活の困りごとや不安を、相談員が相談者と一緒に考え、具体的な支援プランを作成し、寄り添いながら自立に向けた支援を行う。	箕面市社会福祉協議会	対応実績1,262件	事業継続		ストラクチャー指標
8-2. 就労準備支援事業	「社会との関わりに不安がある」「他の人とコミュニケーションがうまくとれない」など、直ちに就労が困難なために6ヶ月から1年の間、プログラムにそって、一般就労に向けた基礎能力を養いながら就労に向けた支援や就労機会の提供を行う。	箕面市社会福祉協議会	対応実績38件	事業継続		ストラクチャー指標
8-3. 母子相談	小学校中学校入学、祝いの品の贈呈や、母子そろってのレクリエーションなどの親睦を深めるための行事の実施(随時)	健康福祉政策室 箕面市社会福祉協議会 箕面市母子寡婦福祉会	祝い品贈呈1件 レクリエーションについては新型コロナウイルス感染症の影響により開催中止 相談は随時	事業継続		ストラクチャー指標
8-4. 家計改善支援事業	家計状況の「見える化」と根本的な課題を把握し、相談者が見津から家計を管理できるように、状況に応じた支援計画の作成、相談支援、関係機関へのつなぎ、必要に応じて貸付のあっせん等を行い、早期の生活再生を支援する。	箕面市社会福祉協議会	対応実績32件	事業継続		ストラクチャー指標
8-5. 被保護者就労支援事業	就労支援相談員・地区担当員・職業安定所等が連携を図り、就労支援の対象となった被保護者の就労について、専門的に支援を行う(通年)。	生活援護室	支援実績39件	事業継続		ストラクチャー指標
8-6. 住居確保給付金	離職などにより住居を失ったかた、または失うおそれの高いかたに、就職に向けた活動をするなどを条件に、一定期間、家賃相当額を支給します。生活の土台となる住居を整えた上で、就職に向けた支援を行う。	生活援護室	支給実績205件	事業継続		ストラクチャー指標
8-7. 一時生活支援事業	住居をもたないかた、またはネットカフェ等の不安定な住居形態にあるかたに、一定期間、宿泊場所や衣食を提供する。退所後の生活に向けて、就労支援などの自立支援も行う。	生活援護室(大阪府、大阪府・市町村ホームレス自立支援推進協議会北大阪ブロック分科会)	支援実績2件	事業継続		ストラクチャー指標
8-8. 就職支援講座【再掲】	ニートやひきこもりなど就職に際して課題を抱えた市民を対象に就職活動の一助となるための講座を開催(年2回(I期、II期))	箕面営業室	21名参加	事業継続	20人/年	アウトプット指標
8-9. 外国人市民への保健・医療サポート事業	市民グループである「みのお外国人医療サポートネット」と連携して、通院同行を実施(通年)	箕面市国際交流協会	病院への同行通訳受付40件	事業継続	50件	アウトプット指標
8-10. 労働関係セミナー	労働関する諸制度の啓発や勤労意欲向上のためのセミナーを開催(年1回)	箕面営業室	16名参加	事業継続	20人/年	ストラクチャー指標
8-11. 1日ハローワーク	若年者をはじめとする就職困難者や求職者を対象に、雇用相談や求人情報の提供、セミナーを開催(年1回)	箕面営業室	総来場者数28名	事業継続	50人/年	ストラクチャー指標

箕面市自殺対策推進計画（延長版）

発行年月：令和6年（2024年）1月

編集・発行

箕面市健康福祉部地域保健室

〒562-0014

大阪府箕面市萱野 5-8-1

電話：072-727-9507

ファクス：072-727-3539

印刷物番号

5 - 1 1